

# 土地区画整理法第 76 条許可申請について

土地区画整理法第 76 条とは・・・

## 【事業実施地区内の建築行為等の制限】

土地区画整理事業の実施地区内には、事業計画の決定の公告があった日から換地処分公告がある日までの期間、事業の円滑な遂行と、事業損失を最小限に抑えることなどを目的に、以下の建築行為等に関する制限が設けられています。

事業実施地区内で以下の建築行為等を行なう場合は、土地区画整理法第 76 条の規定に基づく許可が必要です。

## ■許可が必要な制限の概要

- ・土地の形質の変更（土地の掘削、盛土、切土、その他土地の形状の変更等）
- ・建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- ・重量が 5 トンを超える物件の設置又は堆積

## 1. 申請書類について

- ①許可申請書
- ②裏面提出書類一覧の必要書類欄に○が記載された書類

正本を 2 部提出してください。  
(許可後、1 部は許可書とともに申請者に交付されます。)

## 2. 提出図面作成上の注意事項

- ・配置図には、許可を受けようとする建築物・工作物をすべて記載してください。  
(既設のものが記載されている場合は、既設と明示してください。)
- ・隣地境界線・高低差・寸法を明示し、建物の先端部分からの距離を記載してください。
- ・計画造成高を記載してください。(隣接地含む)
- ・汚水の公共下水道への接続(公共枿の位置)を記載してください。
- ・雨水排水の道路側溝への繋ぎ込みについて平面図及び断面図を記載してください。

## 3. 建築計画上の注意事項

- ①敷地の高さ 隣接する仮換地や道路との地盤高に差が生じる場合は、適切な処理を行ってください。(隣接する仮換地や道路が未整備の場合は、現況及び整備後のどちらにも対応できる計画としてください。)
- ②車両乗入位置 歩行者への配慮から
- ③排水計画 仮換地内の雨水排水は宅内での浸透枿設置及びオーバーフロー分を側溝に接続し、隣地に流れ込まないような計画としてください。
- ④その他 隣接する仮換地や道路が未整備の場合や、近接する場所で区画整理事業による工事が行われている場合には、申請される計画内容に上記以外の制約を設けることがありますのでご了承ください。

## 4. 提出先・問合せ先

合志市役所 土地区画整理室

〒861-1195 合志市竹迫 2140 番地

電話番号 096-248-1166 (直通) FAX 096-248-2377

## 提出書類一覧

（土地区画整理法第 76 条許可申請関係）

	書 類	必要書類	確認欄
1	許可申請書		
2	付近見取図		
3	配置図		
4	平面図（計画道路の表示があるもの）		
5	立面図（断面図）		
6	求積図		
7	構造図（工作物の新築、改築、増築のとき）		
8	詳細図（物件の設置、たい積のとき）		
9	仮換地指定通知書の写し		
1 0	仮換地明細図の写し		
1 1	仮換地位置図（重ね図）の写し		
1 2	その他 ※土地の所有者（仮換地指定を受けた者）と申請者が異なる場合は、次のいずれかを添付 ①所有権移転登記後の土地登記簿謄本の写しもしくは売買契約書の写し ②同意書（土地使用承諾書）		